

和歌山工業高等専門学校の研究費の直接経費からの研究以外の業務代行
に係る経費の支出（バイアウト制度）に係る実施要項

制 定 令和4年4月25日

（趣旨）

第1 この要項は、独立行政法人国立高等専門学校機構における競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費支出（バイアウト制度）に係る運用指針（令和3年6月18日理事長裁定、以下「運用指針」という。）に基づき、和歌山工業高等専門学校におけるバイアウト制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2 この要項における用語の定義は、運用指針で定められるもののほか、以下の各号に定める。

一 学内提出期限

ア 対象事業において応募書類に経費の計上が求められている場合は、その応募書類の学内提出期限

イ 採択後の交付申請時等に経費計上が求められる場合は、その交付申請等書類の学内提出期限

二 バイアウト経費 業務の代行に係る経費

三 P I 等 国等から受け入れる競争的研究費を申請しようとする、又は獲得した研究代表者又は研究分担者をいう。

（代行を認める業務）

第3 バイアウト制度により代行を認める業務は、研究以外の業務であって、以下の各号に掲げる業務とする。

一 教育活動

ア 非常勤講師による授業の実施（講義形式のみとし、実験実習は認めない。以下「授業代行」という。）

二 教育活動等に付随する業務

ア 授業補助（レジュメ作成・印刷、レポート整理、アクティブラーニングに係るファシリテーター補助など）

イ オンライン授業補助（コンテンツ作成、収録など）

（代行を認める業務の条件等）

第4 バイアウト制度により代行を認める業務に関して、以下の各号に条件を定める。

- 一 授業代行は、2科目を上限とし、数回の代行は認めない。ただし、複数教員が担当する授業科目については、P I 等が担当する授業時数の代行を認める。
- 二 授業代行の申請は、前期分にあつてはバイアウトの実施を希望する前年度12月末までに採択を受けた事業、後期分にあつては当該年度6月末までに採択を受けた事業において認める。
- 三 バイアウト経費の上限は、運用指針において定められている額、かつ研究の遂行に支障を来さない範囲とする。なお、採択後の直接経費配分金額に不足が生じる場合は、承認取消もしくは計画の変更を求める。
- 四 複数の競争的研究費からバイアウト経費を支出する場合は、P I 等は、それぞれの競争的資金の使用区分（拡充される研究時間等）を明らかにするなど、経費分担の根拠を明確にした上で、各経費間で重複がないよう、研究費の適切な執行を行うものとする。

（負担額の算定方法及び経費の支払い）

第5 バイアウト経費の金額は、代行する業務の内容に応じて、独立行政法人国立高等専門学校機構及び本校の諸規則等により算出する。

- 2 バイアウト制度の利用期間は、バイアウト経費支出の財源となる競争的研究費が執行可能な年度とする。
- 3 P I 等は、代行に要する費用を、バイアウト経費として対象事業の直接経費に計上し、学校がこれを支出する。ただし、各競争的研究費制度において、バイアウト経費の支払い方法について規定がある場合は、その規定に則り支出するものとする。

（申請手続き及び期限）

第6 バイアウト制度の利用を希望するP I 等は、あらかじめ所属学科の主任（P I 等が総合教育科所属の場合においては総合教育科に加え、代行を申請する授業科目が開設された学科の主任）から教育に支障がないとの承認を得た上で、学内提出期限の10日前までに、運用指針で定める別紙様式（第3条関係）により校長に申請する。

- 2 申請にあたりP I 等は、代行要員の確保に関して、必要とされる専門性を踏まえ、予め候補となる者を示すなど協力するものとする。
- 3 校長は、教育の質の保証や本校の業務に支障がないと承認又は不承認を判断し、申請者へ通知する。なお、承認通知をもって、本校とP I 等が直接経費への計上について合意したものとみなす。
- 4 P I 等は、校長から承認を得た場合は、各競争的研究費制度の公募要領等に従いバイアウト経費を申請する。
- 5 P I 等は、バイアウト経費を獲得した際は、総務課にバイアウト制度に適用に向けた必要な手続きを依頼する。

- 6 競争的研究費の応募時にバイアウト経費を計上せず、採択後、研究の進展に応じバイアウト制度を適用する必要がある場合には、第1項ないし第3項の手続きを行った上で必要な手続きを実施すること。
- 7 P I等は、応募書類の内容から、採択後の直接経費総額の条件等に変更があった場合は、速やかに申し出るものとする。
- 8 P I等がバイアウト制度利用期間において非常勤講師等として兼業を行おうとする場合（短期の兼業を除く）は、理由書（様式第1号）を学科主任の承認を得て副校長に提出し、企画会議の審議を経て、校長の許可を得なければならない。
- 9 P I等は、地域共同テクノセンター長の求めに応じ、活用実績や効果等について報告すること。

附 則

この実施要項は、令和4年4月25日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

様式第1号

年 月 日

理 由 書

和歌山工業高等専門学校長 殿

申請者（所属・職名）

（氏名）

下記の理由により、バイアウト制度利用時において、非常勤講師等として兼業することを申請します。

記

兼業先の 団体等名称	
講義名等	
兼業時期	前期・後期・通年・集中講義・その他（ ） 年 月 日～ 年 月 日 （ コマ） ※1コマを90分とします。
理由	

※「理由」欄は、当該兼業がP I等の研究に資する旨を記載すること。

以上

承認欄	申請のあった上記の件について承認します。 年 月 日 役職名・署名 _____ _____
-----	--